

## 公 募 公 告

平成30年3月1日

次のとおり、契約の相手方を公募します。

支出負担行為担当官

栃木労働局総務部長 高村 亜紀子

### 1 公募内容

#### (1) 件名

平成30年度 キヤノン製複写機の保守に係る年間単価契約

#### (2) 契約期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

#### (3) 業務の内容

栃木労働局が所有するキヤノン製複写機（複合機を含む。）について、故障時等における迅速な修理及び定期点検を行い、効率的かつ良好な使用環境を確保すること。

### 2 公募に参加する者に必要な資格等

次の（1）から（7）をいずれも満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けていない者。
- (4) 労働基準関係法令及び職業安定関係法令を遵守していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注役務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) この公募の見積書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (7) 本公告に示した役務を支出負担行為担当官が指定する日時・場所へ十分に提供することができ、かつ、アフターサービス及びメンテナンスの体制（即日対応）が整備されていると認められる者。

### 3 公募への参加方法等

この公募内容等の条件を満たしている者で、公募への参加を希望する者は、下記に基づき意思表示を行うこと。

#### (1) 公募公示期間

平成30年3月1日（木）～平成30年3月15日（木）10時00分まで

#### (2) 意思表示様式交付期間

平成30年3月1日（木）～平成30年3月16日（金）17時00分まで

- (3) 意思表示期限  
平成30年3月23日(金) 15時00分まで(必着)
- (4) 意思表示先  
栃木労働局総務部総務課会計第1係 担当：佐藤  
宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎4階  
TEL 028-634-9111 FAX 028-632-1999
- (5) 意思表示方法  
上記(4)の意思表示先に、上記(2)の期限までに資料の交付を受けた上で、上記(3)の期限までに下記(6)の意思表示様式等を提出すること。  
なお、提出は郵送でも差し支えないが、郵送事故等について委託者は一切責任を負わないため、発送及び到達証明が可能な制度(書留等)の利用が望ましい旨を留意すること。
- (6) 意思表示様式  
(ア) 意思表示表【別紙-1】  
(イ) 見積書【別紙-2】  
(ウ) 法令遵守に関する申出書【別紙-3】  
(エ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書【別紙-4】  
(オ) その他、支出負担行為担当官が必要と認める書類

※(イ)は、次の①から③に基づいて作成すること。

- ① 応募する機器の欄に数値を記載し、それ以外の欄は斜線を引くこと。
- ② 仕様書の月間使用予定枚数を基に、単価及び総価(単価×12ヶ月×月間使用予定枚数)を記載すること。なお全て税抜価格とする。
- ③ 社名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

#### 4 その他(注意事項)

- (1) 応募が複数ある場合  
公募の結果、応募が複数ある機器は、見積もり合わせを行うものとする。
- (2) 落札者の決定  
上記3に従い書類・資料を添付して意思表示様式を提出した者であって、本公告2の参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、見積価格が予算決算及び会計令第99条の5の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 誓約書の提出  
受託者が誓約書(上記3(6)参照)を提出しなかった場合、又は虚偽の誓約をした場合、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者との契約を無効とするので留意すること。  
なお、上記に基づいて契約を無効とした結果、受託者に損害が生じた場合であっても、委託者は何ら賠償ないし補償をせず、委託者に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償するものとするので、併せて留意すること。
- (4) 守秘義務  
本契約の履行にあたり知り得た委託者の業務上の秘密事項等は、第三者への漏えい又は他の目的に利用してはならない。